

管理 No.	g018
--------	------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署: 子ども未来部子ども育成課
(認定給付係 / 内線: 3723)

根拠区分	法律 一 条例	
処分の名称	児童手当の支給の制限	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)
	根拠規定条項	第 10 条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)
	基準規定条項	第 10 条 第 27 条
	処分基準	<p>受給資格者が、正当な理由がなく、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関して、市長の調査権に基づく書類の提出命令に従わず、又は当該職員の質問に応じなかったときは、支給額の全部又は一部を支給しないことができる。</p>
※裏面に続く		
行政手続法(条例) 第 13 条適用関係	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外	
本票の作成日	平成 29 年 3 月 31 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	<p>【根拠法令】児童手当法</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第十条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p>